

組合員の皆様

2018年5月31日

イラン制裁 – 米国が包括的共同作業計画 (JCPOA) から離脱

2018年5月8日、米国のトランプ大統領は包括的共同作業計画 (JCPOA) から離脱し、JCPOAの履行により解除されていた核関連の制裁措置を米国が再開することを決定したと発表しました。この発表はイランとの海上貿易や、それをカバーする保険に重大な影響を及ぼす可能性があります。

米国財務省は5月8日、米国による二次的制裁再開の影響に関するFAQを公表しました。下記のリンクからアクセス可能です。

https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/jcpoa_winddown_faqs.pdf

国際グループはすでに OFAC (米国財務省外国資産管理局) と直接接触し、5月8日の大統領覚書が適用されるいくつかの点について、下記に関するものも含め、明確な説明を求めました。

- i. 5月8日より前に締結された契約に基づく、適用猶予期間中の義務の継続について
- ii. 8月6日および11月4日の期限以降に許可される対イラン貿易について
- iii. 米国の保険会社や再保険会社の海外関連会社および子会社に適用されている **General Licence H** の撤廃について

米国以外の JCPOA 参加者は、JCPOA を支持することを再確認しています。国際グループは英国財務省および欧州対外行動局とも接触し、今回の米国の決定と、考え得る EU の対応がクラブやその再保険者に及ぼす影響について情報を求めています。短期的な状況としては、他の JCPOA 加盟者が JCPOA への支持を継続し、米国がさらなる制裁措置を課す恐れがあることから、事態が複雑化する可能性があります。

.. /...

The Standard Club Europe Ltd
www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority FRN 202805

Managers' London agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 02561548
Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority FRN 785106

Registered address: The Minster Building, 21 Mincing Lane, London, EC3R 7AG
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

一方、米国の立場は JCPOA の発効に伴って米国の核関連制裁措置が緩和された 2016 年 1 月 16 日の履行日以前に戻っています。イランとの取引を検討中の船主および用船者は、保険の提供が米国の制裁措置の対象となる恐れがある場合、P&I 保険はそうした取引に保険を提供しない可能性があることをご理解ください。

イランへの寄港について

米国の JCPOA 離脱による影響のひとつとして、船舶が拘留された場合、イランと関連があるクレームについてはクラブによる担保の提供が困難になることが考えられます。

この点はイランの港湾に関連する大規模なクレームに対する担保が要求された場合に、特に関係します。その理由は、米国が今後イランの港湾オペレーターに対して制裁を再開することにより、「イランの港湾を運営しているとみなされる者に多大な財政的支援、物質的支援、技術的支援もしくはその他の支援」を提供する者または「イランの港湾を運営しているとみなされる者の代わりに、もしくはそうした者の利益のために活動もしくは取引を支援する物品やサービス」を提供する者に罰金が科されるためです。イランの港湾に対する二次的制裁の再適用の影響はいまだ不確実であるため、国際グループは OFAC に対してこの点の明確化を求めています。

また、2018 年 5 月 8 日より前に締結された契約に基づき、8 月 6 日および 11 月 4 日までの適用猶予期間中にイランに寄港する場合の米国の立場についても不確実な点が多いため、国際グループは OFAC からの明確な説明・ガイダンスを待っているところです。

再開された二次的制裁のイラン港湾への適用をめぐる状況が不確実であることから、イランへの寄港すべてについて注意が必要です。2018 年 5 月 8 日以降に締結された契約による寄港および 11 月 4 日以降の取引に関わる寄港の場合は、特に注意すべきです。積荷および取引関係者のいずれも制裁措置に抵触しないように相当な注意を払う必要があります。ただし、イランの港湾オペレーターとの通常の取引に関する問題については、現時点では米国当局から明確なガイダンスは出されていないことを強調しておきます。

制裁対象者について

2016 年 1 月の JCPOA 履行日には、多数の個人や団体が米国の制裁対象者リストから除外されました。これら除外対象者は 2018 年 11 月 5 日までに再掲載され、再掲載後はその大半が二次的制裁の対象になると考えられます。

90 日間の適用猶予期間に関する海事活動について

2018 年 8 月 6 日より、グラファイト、アルミニウムや鉄鋼などの金属原料または半完成品、石炭、工業プロセス統合のためのソフトウェアについて、これらの物資が以下に該当する場合、直接間接を問わず、イランとの間で販売、供給、輸送することは制裁の対象となります。

- イランのエネルギー、海運、造船の各業界に関連して使用される場合、またはイランのイスラム革命防衛隊が直接的もしくは間接的に統制する産業に関連して使用される場合
- SDN リストに掲載されているイラン人（制裁対象に指定されていないイランの金融機関を除く）との間で販売、供給、輸送される場合
- イランの核開発、軍事、弾道ミサイル計画に関連して使用される場合 .. /...

上記に加え、**2018年8月6日**より、以下の活動が制裁の再適用の対象となります。

- イランとの金および貴金属の取引
- イラン通貨の売買に関連する大規模な取引、またはイラン国外でのイラン通貨建ての大量資金もしくは口座の保持
- イラン国債の購入、予約、発行の仲介
- イランの自動車業界

180日間の適用猶予期間に関連する海事および海事以外の活動

2018年11月4日より、以下が米国による制裁再適用の対象となります。

- イランのエネルギー業界
- イランの港湾オペレーター
- Islamic Republic of Iran Shipping Lines (IRISL)、South Shipping Line または両社の関連会社を含むイランの海運業界、造船業界
- イランからの石油、石油製品、石油化学製品の購入を含む石油関連の取引。特に National Iranian Oil Company (NIOC) Naftiran Intertrade Company (NICO)、National Iranian Tanker Company (NITC) との取引
- 保険引受け業務、保険、再保険の提供
- 外国金融機関がイラン中央銀行および米国防授權法 (NDAA) セクション 1245 で指定された他の外国金融機関との間で行う取引
- イラン中央銀行およびイランの他の金融機関への専門的金融メッセージングサービスの提供

米国財務省の FAQ には、こうした活動に関与している者はすべて、適用猶予期間の終了までにこうした活動を削減し、制裁措置あるいは強制措置の対象にならないための必要な措置をとる必要があると明記されています。

2018年5月8日より前に開始したイラン関連の取引は、適用猶予期間の間に順次終了させれば良いことになっています。2018年5月8日以降の新たな取引について、適用される猶予期間内に終了が見込まれる場合には、イランと関連する取引に従事できるのかという問題については、OFAC の FAQ2.2 に記載があります。FAQ2.2 の記載はあまり明確ではありませんが、OFAC は非公式な議論の中で、5月8日以降に締結した制裁対象の活動については、たとえ適用猶予期間内に終了する場合であっても、罰金が科される可能性がある」と表明しています。

さらに米国は、JCPOA に基づく制裁緩和に関連して発行された個別許可および一般許可を撤廃する予定です。これもまた適用猶予期間の対象であり、米国企業が所有または支配する外国企業がイランに関わる一定の活動に従事することを認めた General License (一般許可) H も含まれます。

本件に関して国際グループは、特に米国における制裁措置の再適用の実施と、それが船主の責任とクラブの保険カバーに及ぼす影響について、より明確な情報を得るため、米国および EU の規制当局に引き続き情報提供を求めてまいります。組合員の皆様におかれましては、保険カバーの提供に関してクラブの担当者から直接アドバイスやガイダンスを受けていただくほか、専門とする弁護士の法的助言を入手していただく必要があります。 /...

本回覧で提起された問題に関し、米国の法律事務所 [Freehill, Hogan & Mahar](#) ([こちらをクリック](#)) および [Gibson Dunn](#) ([こちらをクリック](#)) のサイト (英語) に詳しい情報が掲載されています。

国際グループ加盟のすべてのクラブが同様の回覧を発行しています。

以上



Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)